

- 一、現行の賃金（スツク甲）ノ工賃支拂
 - 一、今後、就業時間ハ午前七時三十分カラ午後五時迄トスルコト
 - 一、解雇手當ヲ制定サレ度シ
 - 一ヶ年未満ハ日給三十日分
 - 一、以上一ヶ月ヲ増スコトニ日給二日分
 - 一、本問題ニ關シテハ一切犠牲者ヲ出サマルコト
 - 右従業員一同協議ノ上嘆願ニ及ブ次第也
- 一月十四日
- 木倉 清次 郎 殿
- 財團法人協働會大阪支所

- 一、中野町ハ平均二加二計イニノ労働者増進ノ旨ニ同意ス
 - 一、津田町ハ労働者増進ハ「イニ」ノ旨ニ同意ス
 - 一、江崎町ハ労働者増進ニ同意ス
 - 一、安曇町ハ労働者増進ニ同意ス
 - （改訂）
 - 一、本町ハ平均一級ニ増進一級イニ同意ス
 - 一、足利町ハ平均一級ハ労働者増進ノ旨ニ同意ス
 - 一、エホーヤ労働者増進ハ平均一級ハ労働者増進（一級イ）ニ同意ス
 - 一、工賃支拂ニ同意ス
 - 一、「階級」ハ（大）四級五級（中）四級（豆）三級五級イ
 - 一、労働者増進ハ「級」ハ（大）五級（中）四級五級（小）四級イ
- 足利 武藏